

堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の
一部を改正する規則

堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成２８年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「基準省令」という。」を削る。

第２条中「第１２条第１項」を「第１１条第１項」に、「第１３条第２項」を「第１２条第２項」に改める。

第３条第１項中「第１１条に」を「第１３条に」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１１条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１３条の軽微変更該当証明申請書」に、「第１２条第２項又は第１３条第３項」を「第１１条第２項又は第１２条第３項」に改め、同条第３項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１１条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１３条の軽微変更該当証明書」に改める。

第４条第１項中「第２３条第１項及び第２４条の３第２項第１号」を「第２０条第１項及び第２３条第２項第１号」に改め、同項第１号中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に、「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に、「第１５条第１項」を「第１４条第１項」に改め、「（次項においてこれらを「登録住宅性能評価機関等」という。）」を削り、「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同項第２号中「第３５条第２項前段」を「第３０条第２項前段」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第５条第１項中「第３５条第２項前段」を「第３０条第２項前段」に改め、同条第２項中「第３５条第１項（法第３６条第２項）」を「第３０条第１項（法第３１条第２項）」に改める。

第６条中「第３５条第３項（法第３６条第２項）」を「第３０条第３項（法第３１条第２項）」に、「次条第３項」を「次条第２項」に改める。

第７条第１項中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に、「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「第３５条第３項」を「第３０条第３項」に、「第１項」を「前項」に、「様式第７号」を「様式第６号」に改め、同項を同条第２項とする。

第８条第１項中「第２９条に」を「第２８条に」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２９条の軽微変更該当証明申請書（様式第８号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２８条の軽微変更該当証明申請書（様式第７号）」に、「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、同条第３項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２９条の軽微変更該当

証明書（様式第9号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明書（様式第8号）」に改める。

第9条第1項中「第37条」を「第32条」に改め、同項第1号中「様式第10号」を「様式第9号」に改め、同項第2号中「様式第11号」を「様式第10号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条中「様式第13号」を「様式第11号」に改める。

第11条第1項中「第39条」を「第34条」に、「様式第14号」を「様式第12号」に改め、同条第2項を削る。

第12条第1項中「様式第16号」を「様式第13号」に改め、同条第2項中「様式第17号」を「様式第14号」に改める。

第13条を削る。

様式第1号中「堺市長 様」を「堺市長 殿」に改める。

様式第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明申請書」に、「堺市長 様」を「堺市長 殿」に、「第11条の」を「第13条の」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同様式の注書2中「1. 及び3. から6. まで」を削る。

様式第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明書」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に、「☐非住宅建築物 ☐複合建築物」を「☐非住宅建築物 ☐一戸建ての住宅 ☐共同住宅等 ☐複合建築物」に改める。

様式第4号中「☐」を削り、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第3項」を「第30条第3項」に改める。

様式第6号を削る。

様式第7号中「☐」を削り、「第7条第3項」を「第7条第2項」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明申請書」に、「堺市長 様」を「堺市長 殿」に、「第29条の」を「第28条の」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同様式の注書1中「別記様式第三十三」を「別記様式第二十七」に、「第四面まで及び第六面」を「第五面まで」に改め、同様式の注書2中「別記様式第三十三」を「別記様式第二十七」に改め、「1. 、3. から5. ま

で及び7.（3.①を除く。）」を削り、同様式を様式第7号とする。

様式第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明書」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「☐非住宅建築物 ☐複合建築物」を「☐非住宅建築物 ☐一戸建ての住宅 ☐共同住宅等 ☐複合建築物」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第10号を様式第9号とし、様式第11号を様式第10号とする。

様式第12号を削り、様式第13号を様式第11号とする。

様式第14号中「第39条」を「第34条」に、「第11条第1項」を「第11条」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第15号を削る。

様式第16号の注書中「第35条第2項前段」を「第30条第2項前段」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第17号の注書中「第35条第2項前段」を「第30条第2項前段」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第18号及び様式第19号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。